

令和 8 年度

うきは市保育所・認定こども園入所申し込みのしおり

—目次—

1. 申し込みから利用までの流れ P 2
2. 申し込みの受付日程 P 3
3. 保育施設等へ入所できる基準 P 4
4. 保育の必要性を証明する書類 P 4
5. 保育の必要性の認定 P 5
6. 利用調整（選考） P 6
7. 保育料・副食費の決定 P 6
8. 保育料の納付方法 P 9
9. 副食費の納付方法 P 10
10. 年度途中の入所申込 P 11
11. 市外へ転出されるとき P 11
12. 保育所・認定こども園一覧 P 12



【お問い合わせ先】 うきは市福祉事務所 こども支援係

〒839-1393 うきは市吉井町新治 316 番地 TEL 0943-75-4961 FAX 0943-75-4963

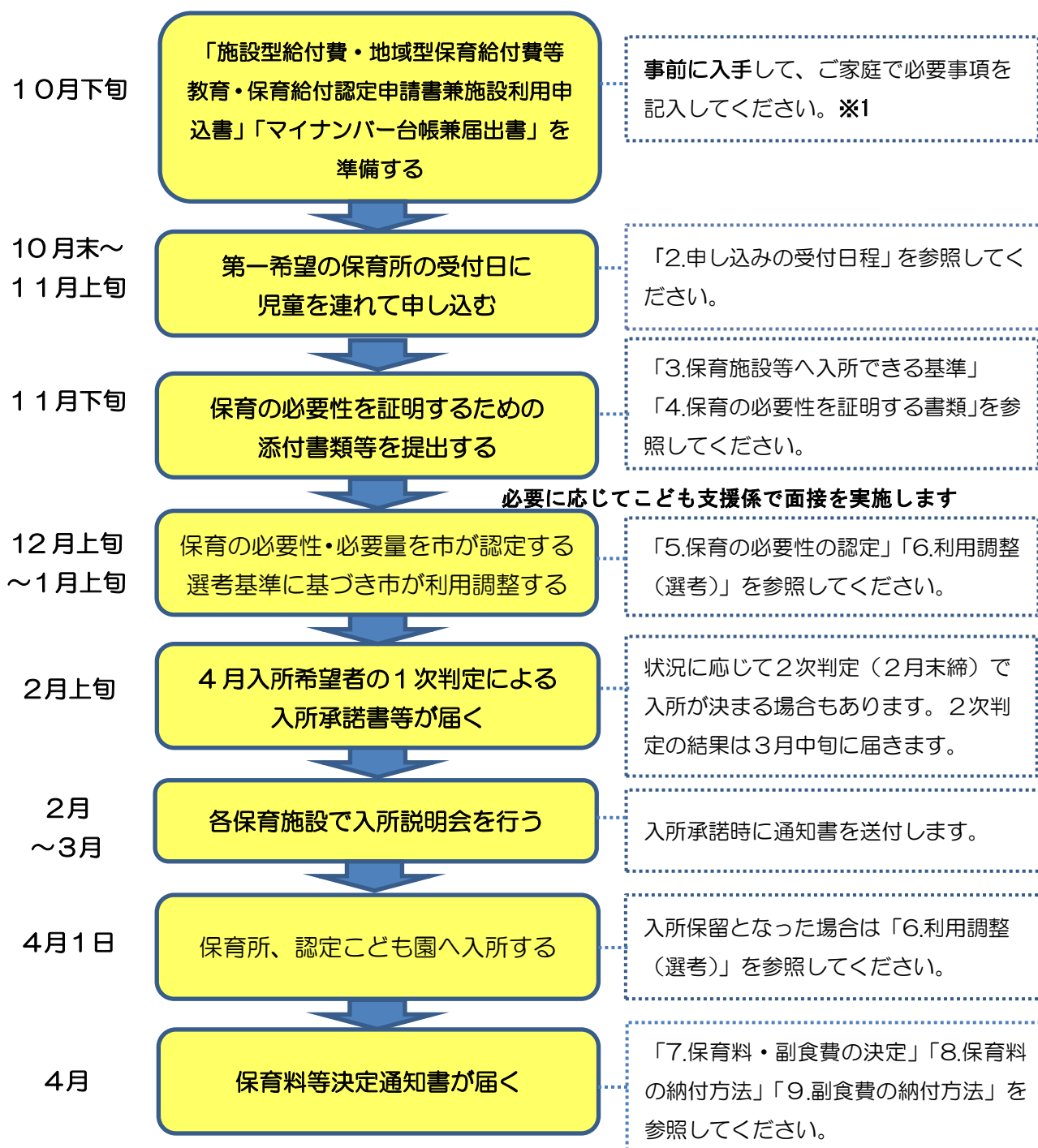
☆ 入所申し込みのまえに ☆

- ① 保育所とは、保護者の就労や病気などの理由により、家庭において必要な保育を受けることが困難な乳幼児をお預かりする児童福祉施設です。認定こども園とは、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、教育と保育を行う施設です。
- ② 入所が可能な児童の月齢は、原則として生後6か月からです。
- ③ 入所日時点で入所する児童がうきは市に住所を有していることが必要です。
(※申込み時点で市外に住所があっても申込はできます。)
- ④ 保育所等の入所日は、原則として各月の初日からで、退所日は各月の末日になります。
- ⑤ 入所当初の長時間保育は児童にとって負担になることから、ならし保育を実施しています。期間は児童の状況等によって異なりますが、入所後およそ1週間から2週間程度です。
- ⑥ 入所を希望される児童の発育や発達に不安がある場合は、お申込みの際に必ずお伝えください。
- ⑦ 入所申込後あるいは入所後に、転居や保護者の離婚・婚姻、死亡、同居家族の変動など家族の状況に変動があった際は、保育料または副食費が変更になる場合がありますので、すみやかに保育園またはこども支援係へ連絡してください。

1. 申し込みから利用までの流れ（4 月入所）

保育所、認定こども園（保育所部分）入所の申し込みから保育料・副食費決定までの流れは次のとおりです。5 月以降の入所希望については、P.11「10.年度途中の入所申込」をご参照ください。

※認定こども園（幼稚園部分）は直接園にお問い合わせください。



※1 「教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書」「マイナンバー（個人番号）台帳兼届出書」は、市のホームページからダウンロードするか市の窓口で事前に準備してください。

ホームページ：



市の窓口： 福祉事務所こども支援係、市内
保育所、市内認定こども園

2. 申し込みの受付日程

<1次判定>

お子さんと一緒に、第1希望の保育所、認定こども園に申し込みをしてください。

保育所名	受 付 日	受 付 時 間
千 年 保 育 園※1	令和7年11月6日（木）	午前9時から午後4時まで
千 草 保 育 園	令和7年11月6日（木）	
いずみ保育園	令和7年11月6日（木）	
浮 羽 保 育 所	令和7年11月6日（木）	
わかば幸輪保育園	令和7年10月31日（金）、令和7年11月1日（土）	
遊 林 愛 児 園	令和7年10月31日（金）	
うきは幸輪保育園	令和7年10月31日（金）、令和7年11月1日（土）	
吉井幼稚園※2	令和7年11月5日（水）	

※1 千年保育園では0歳児の入所受付は行っていません。

※2 吉井幼稚園では0歳児、1歳児の入所受付は行っていません。

【当日持参していただくもの】

① 「施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書」

② 「マイナンバー（個人番号）台帳兼届出書」

世帯分離に関係なく同居している人についてすべて記入してください。提出の際に申請者（保護者）の個人番号の確認および本人確認を行います。受付時は番号確認のための個人番号カードや通知カードおよび身元確認のための運転免許証など提示できる書類を持ってお越しください。

出産、婚姻、転居などで同居家族が増員となった場合はその方のマイナンバーの届出をお願いいたします。

※①②は児童一人につき一枚ずつ必要です。事前に入手して、ご家庭で必要事項を記入してください。入手方法は2ページ（※1）をご覧ください。

③ 在宅障害児（者）がいる世帯の方は、身体障害者手帳、療育手帳（保育料または副食費が減免となる場合があります。）

<2次判定>

2次判定は2月末締め切りです。福祉事務所こども支援係にて申込を行ってください。

3. 保育施設等へ入所できる基準

保育所、認定こども園へ入所できる児童は、その児童の保護者のいずれもが、次のいずれかの事由に該当する場合です。該当する事由によって提出書類が異なりますのでご注意ください。

保育を必要とする事由	事 由 の 概 要	保育の必要性を証明するための添付書類等
就労※1	家庭外就労のほか、自営業・内職などの労働を常態としている（夜間就労を含む）	就労証明書、または入所理由申立書（就労要件：月64時間以上） 育児休業に関する証明願兼誓約書など※2
妊娠、出産※3	母が出産の前後である	保育不可証明兼申立書、母子健康手帳（写） 氏名と分娩予定日がわかるもの
疾病・障害	保護者に病気や心身の障害がある	保育不可証明兼申立書 身体障害者手帳（写）・療育手帳（写）
介護・看護	同居または長期入院などしている親族を常時、介護・看護している	保育不可証明兼申立書
災害復旧	火災や風水害、地震などの復旧にあたっている	保育所入所に関する申立書 罹災証明書など
求職活動※4※5	求職活動をしている（起業準備を含む）	求職活動報告書兼誓約書 ハローワークカード（写）など
就学	学校（職業訓練校などを含む）に就学している	保育不可証明兼申立書 在学証明書など
育児休業	育児休業を取得するが、既に入所中の兄弟の継続利用が必要である	就労証明書（育児休業期間・復職予定等の記載があること）
その他	虐待やDV等の理由により、その児童の健全な成長が阻害される恐れがある場合	こども支援係にご相談ください

※1 就労予定・復職予定・育児休業復職で申込みをする場合、就労開始後に再度就労証明書の提出が必要です。2ヶ月以内に提出がない場合は退所となります。就労証明書での判定が困難な場合は給与明細等も提出いただく場合があります。

※2 育児休業復職で年度途中に入所を希望する場合は提出してください。

※3 産前2か月の月初から入所でき、産後3か月の月末で退所です。

※4 認定の有効期間は、原則として入所日から2か月までです。利用調整により4月から入所できない可能性もあります。また、有効期間内に就労証明等が提出できない場合は退所となります。

※5 求職活動報告書兼誓約書の有効期間は提出日の翌月から2か月です。有効期間内に入所が決まらない場合は再度提出してください。

4. 保育の必要性を証明する書類

必要書類は入所申し込みの際に保育施設より配布されます。11月末日までに、「3. 保育施設等へ入所できる基準」に基づく「保育の必要性を証明するための添付書類等」および「保育施設等入所に関する確認書・同意書」を提出してください。提出先は、申し込みをした保育施設です。児童の父・母及び同居の祖父母（令和8年4月1日現在で65歳未満の方）分が必要になります。

※ 認定こども園（幼稚園部分）を申し込みした方は不要です。

5. 保育の必要性の認定

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育所等の施設の利用を希望する保護者の方に、利用のための認定を受けていただくことになります。

申請に基づき、市が下記の3つの認定区分により認定を行い、支給認定証を発行します。

① 認定区分

認定区分	対象児童	利用できる施設	認定の有効期間※1
1号認定 ※2	満3歳以上で教育を希望	認定こども園(幼稚園部分)	小学校就学前まで
2号認定	満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望	保育所、認定こども園(保育部分)	小学校就学前まで※1
3号認定 ※3	満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望	保育所 認定こども園(保育部分)	満3歳の誕生日まで※1

【注意事項】

※1 仕事を辞められるなど「保育を必要とする事由」に該当しなくなった場合は、区分や有効期間が変更になります。

※2 遊林愛児園 1号認定保育時間 9:00～16:00 月曜日～金曜日 夏・冬・春休み有り

吉井幼稚園 1号認定保育時間 8:00～15:10 月曜日～金曜日 夏・冬・春休み有り

※3 年度途中で満3歳になられた児童は、3号認定から2号認定に変更されますが、手続きは不要です。
上記の認定区分が2・3号認定とされた方は、さらに“保育の必要量”の区分を認定します。

② 保育の必要量

保育の必要量の区分※4	基準となる就労などの時間
保育標準時間(最長11時間まで)	1か月当たりの就労などの時間が120時間以上の場合
保育短時間(最長8時間まで) 保育時間: 8:30～16:30	1か月当たりの就労などの時間が120時間未満の場合

【注意事項】

※4 区分された時間帯を超えて利用する保育(保育標準時間の場合は、18:30以降)は時間外保育となり、**延長保育料**が発生します。

わかば幸輪保育園・うきは幸輪保育園のみ区分された時間帯を超えて利用する保育(保育標準時間の場合は、18:00以降)は時間外保育となり、**延長保育料**が発生します。就労などで、18:00以降も保育を利用する場合は別途証明を園に提出し、18:30以降は**延長保育料**が発生します。

※ 保育標準時間と保育短時間では、保育料が異なります。また、保護者の勤務に合わせて、保育標準時間、保育短時間への変更は可能ですが、保護者からの申し出のあった月の翌月からの適用となります。

※「保育の必要性を証明するための書類等」で保育の必要性が判断できない場合は、こども支援係による面接を実施します。

6. 利用調整（選考）

利用調整は、保育の必要性の認定を受けた方について、施設等の利用のための調整を行います。

保護者の希望、施設の利用状況等に基づき調整しますが、同一保育施設等への申し込みが多数ある場合には基準により事由別に優先度を判断し、世帯の状況や現在の児童の保育状況も考慮した上で利用を決定します。

認定こども園の幼稚園部分は、園が選考を行います。

【入所保留となった方へ】

4月からの入所が保留となった場合、申請書裏面の「待機する意思」欄の「有」にチェックした場合に限り、令和8年度中は毎月継続して入所選考を行います。求職中から就労内定など状況が変わった場合は、次回調整までに必要書類の提出があれば、入所選考基準の点数が変更となる場合があります。

7. 保育料・副食費の決定

【3歳児以上】

利用料は無料です。

副食費（おかず代）は市内保育所（園）は月額4,500円です。階層により減免の対象となる場合があります。認定こども園（幼稚園部分）の副食費の負担額は、直接施設にお問い合わせください。また、施設によっては主食費のご負担があります。

【3歳未満児】

利用料・主食費・副食費を含む保育料は保護者負担となります。

ただし住民税非課税世帯は保育料が無料となります。

【保育料・副食費に関する留意事項】

- ① 保育料・副食費は、保護者（父・母）の市民税額と児童の年齢や保育の必要性の認定区分により決定します。ただし、父母がともに市町村民税が一定の基準以下の場合には、同居の祖父母のいずれかの収入に基づく税額を算定に加えます。
- ② 保育料・副食費を決定する上での児童の年齢は、当該年度の4月1日現在の年齢が適用されます。年度途中で3歳になる子ども（令和8年度は令和5年4月2日から令和6年4月1日生まれ）は**3歳未満児**です。
- ③ 年度の途中で保育料・副食費を見直します。4月～8月の保育料・副食費は前年度（令和7年度）の市民税の額により決定します。9月以降の保育料・副食費は当年度（令和8年度）の市民税の額により決定します。
- ④ 保育料は、兄弟姉妹が保育所や幼稚園などを利用している場合、年齢が高い順に2人目は半額、3人目以降は無料になります。副食費は3人目以降が無料になります。

状況により市町村民税所得課税証明書等の保育料算定のための書類の提出を求める場合があります。所得の確認ができない場合は最高階層で算定することがあります。

【参考】令和 7 年度 うきは市 2・3 号認定利用者負担額

階層 区分	3 歳未満児保育料		3 歳児以上副食費
	保育短時間	保育標準時間	
第 1	生活保護世帯	0 円	0 円
第 2	市民税非課税世帯 母子、父子世帯 在宅障害児（者）のいる世帯	0 円	0 円
	市民税非課税世帯	0 円	0 円
第 3	市民税所得割課税額 48,600 円未満 母子、父子世帯 在宅障害児（者）のいる世帯	9,000 円	0 円
	市民税所得割課税額 48,600 円未満	19,300 円	0 円
第 4	市民税 所得割 課税額 97,000 円 未満	うち 77,101 円未満 母子、父子世帯 在宅障害児（者）のいる世帯 上記以外 ※57,700 円未満は副食費無料	0 円 4,500 円
	市民税所得割課税額 132,000 円未満	35,500 円	4,500 円
第 6	市民税所得割課税額 169,000 円未満	41,400 円	4,500 円
第 7	市民税所得割課税額 301,000 円未満	47,200 円	4,500 円
第 8	市民税所得割課税額 397,000 円未満	50,200 円	4,500 円
第 9	市民税所得割課税額 397,000 円以上	68,900 円	4,500 円

※3 歳児未満は保育料、3 歳児以上は副食費の負担額です。

※4 月初日現在の年齢により区分されます。年度途中で年齢区分は変わりません。

※保育料・副食費は、8 月分までは前年度課税額、9 月以降は当年度課税額により決定します。

※市民税額の計算には配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、株式等譲渡所得割額控除などは適用しません。

※同一世帯から 2 人以上の児童が保育所・幼稚園・認定こども園等を利用している場合、年齢が高い順に 2 人目の保育料は半額、3 人目以降は無料になります。副食費は 3 人目以降が無料になります。

多子世帯の軽減

平成 28 年 4 月から所得割額 57,700 円未満の世帯については、第何子かのきょうだいを判定する際、年齢制限がなくなります。そのため、生計を一にする以下の者もきょうだいとしてみなすことができます。【①保護者に監護される者（未成年）②保護者に監護されていた者（①が成年に達した者）③保護者またはその配偶者の直系卑属（①②以外）※一部対象外となる場合がありますので市へお尋ねください。】

母子、父子世帯及び在宅障害児（者）のいる世帯

母子、父子世帯及び在宅障害児（者）のいる世帯は第 2 階層では保育料は無料ですが、平成 29 年 4 月から第 3 階層及び所得割課税額が 77,101 円未満の第 4 階層の世帯は上記の負担額となり、第 2 子以降は無料となります。

【参考】令和 7 年度 うきは市 1 号認定利用者負担額

階層 区分	市民税課税額	第 1 子	第 2 子	第 3 子
第 1	生活保護世帯	×	×	×
第 2	市民税非課税世帯（均等割のみ課税世帯を含む） 母子、父子世帯 在宅障害児（者）のいる世帯	×	×	×
	市民税非課税世帯 （均等割のみ課税世帯を含む）	×	×	×
第 3	市民税所得割課税額 77,100 円以下 母子、父子世帯 在宅障害児（者）のいる世帯	×	×	×
	市民税所得割課税額 77,100 円以下	×	×	×
第 4	市民税所得割課税額 211,200 円以下	○	○	×
第 5	市民税所得割課税額 211,201 円以上	○	○	×

※利用料は無償となります。

※○・・・副食費負担有、×・・・副食費徴収免除

※副食費は、8 月分までは前年度課税額、9 月以降は当年度課税額により決定します。

※市民税額の計算には配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、株式等譲渡所得割額控除などは適用しません。

※同一世帯から 2 人以上の児童が小学校 3 年生まで、もしくは保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合、年齢が高い順に 3 人目以降は無料になります。

多子世帯の軽減

平成 28 年 4 月から所得割額 77,100 円以下の世帯については、第何子かのきょうだい判定をする際、年齢制限がなくなります。そのため、生計を一にする以下の者もきょうだいとしてみなすことができます。【①保護者に監護される者（未成年）②保護者に監護されていた者（①が成年に達した者）③保護者またはその配偶者の直系卑属（①②以外）※一部対象外となる場合がありますので市へお尋ねください。】

8. 保育料（対象は3歳未満児）の納付方法

認定こども園の保育料は在園の施設に納付してください。

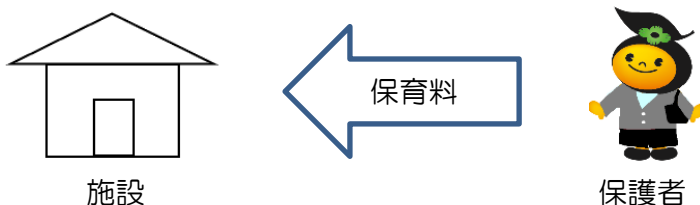
3歳未満児の保育料は公立保育所、私立保育所については、市に納付になります。

保育料の納付は、原則として口座振替をお願いしています。ただし、口座振替の手続きが完了するまでは、納付書によるお支払いになります。

口座振替可能な金融機関及び振替日は下記のとおりです。

金融機関	福岡銀行・西日本シティ銀行・筑邦銀行・にし農業協同組合・ 筑後信用金庫・ゆうちょ銀行
口座振替日	毎月 25 日（金融機関休日の場合は翌営業日）

納付イメージ＜認定こども園＞



納付イメージ＜私立保育所（園）・公立保育所（園）共通＞



【保育料に関する留意事項】

- ① 2月の入所説明会で「うきは市税等預金口座振替申込書」をお渡しします。2月末までに金融機関で手続きをお願いします。
- ② 既にきょうだい児が保育所に入所している場合でも、別途入所する児童の口座振替手続きが必要です。
- ③ 保育料が未納の方に対して、自宅や職場への電話催告・訪問徴収、滞納処分（預貯金や給与等の差押）、児童手当からの徴収等を行います。

何らかの事情で保育料を納められない方は、分割納付などのご相談に応じますので、こども支援係までご連絡ください。

9. 副食費（対象は3歳児以上）の納付方法

私立保育所（園）、認定こども園の副食費は、在園の施設に納付してください。

公立保育所（園）の副食費は、市に納付になります。納付は、保育料と同じ口座による口座振替となります。既に保育料の口座振替の手続きをされている方は手続きの必要はありません。

原則、口座振替をお願いしております。口座振替手続きがお済みでない方は、「8. 保育料の納付方法」をご参照いただき、口座振替の手続きをお願いいたします。口座振替の手続きが完了するまでは、納付書によるお支払いになります。

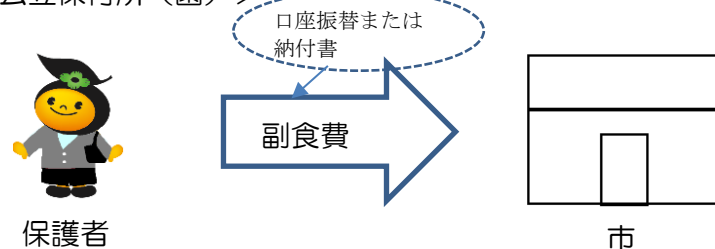
公立保育所（園）の副食費の口座振替可能な金融機関及び振替日は保育料と同じです。

納付イメージ＜私立保育所（園）・認定こども園＞

※納付方法、納付期限は施設により異なります。



納付イメージ＜公立保育所（園）＞



【副食費に関する留意事項】

- ① 公立保育所（園）は2月の入所説明会で「うきは市税等預金口座振替申込書」をお渡しします。手続きが必要な方は2月末までに金融機関で手続きをお願いします。
- ② 既にきょうだい児が保育所に入所している場合でも、別途入所する児童の口座振替手続きが必要です。
- ③ 副食費が未納の方に対して、自宅や職場への電話催告・訪問徴収、児童手当からの徴収等を行います。

何らかの事情で副食費を納められない方は、分割納付などのご相談に応じますので、こども支援係までご連絡ください。

10. 年度途中の入所申込

5月以降の途中入所申し込みは、受け入れ基準に余裕がある場合についてのみ途中入所が可能です。受付期間は、入所希望月の前々月初日から前月10日までになります。

※育児休業後の復職等の方に限り、令和8年1月に年度途中入所の受付をする予定です。詳細は市のホームページで12月中旬頃にお知らせします。

受付期間までに「施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書」・「マイナンバー（個人番号）台帳兼届出書」・「保育の必要性を証明する書類等」を漏れなく添付して、**うきは市役所こども支援係**にお申し込みください。

（例）9月1日入所希望の場合：受付期間 7月1日～8月10日

ご連絡および調整結果の通知等は入所が内定した場合のみとなります。

令和8年度途中入所の申し込みの有効期間は、令和9年3月31日までです。

- 途中入所の優先順位は**先着順ではありません**。入所希望月の早い方から優先度を考慮し、入所の可否を審査・決定します。
- 年度の途中で保育士数などの受け入れ基準が上限に達する場合があります。

※認定こども園（幼稚園部分）の途中入所は、園へ直接お申し込みください。

11. 市外へ転出されるとき

保育所等の入所後にうきは市から転出された場合は、退所となります。必ず事前にご連絡ください。

12. 保育所・幼稚園一覧

うきは市では、公立保育所4か所、私立保育所2か所、私立認定こども園2か所の計8か所の保育所が利用できます。

公立 ・ 私立	保育所(園)	定員	所 在 地	電話番号	開所時間	特別保育事業		
						延長 保育	一時 預かり	休日 保育
公	千 年 保 育 園	90	吉井町千年 236-5	75-2863	7:30 ~ 18:30			
公	千 草 保 育 園	100	吉井町福益 246-3	75-2212	7:30 ~ 18:30			
公	いずみ保育園	90	吉井町江南 85-3	75-2520	7:30 ~ 18:30			
公	浮 羽 保 育 所	60	浮羽町流川 242-3	77-2344	7:30 ~ 18:00			
私	わかば幸輪保育園	170	吉井町 692-1	75-2836	7:00 ~ 19:00	○	○	○
私	認定こども園 遊 林 愛 児 園	145	浮羽町高見 679-2	77-4336	7:30 ~ 19:00	○	○	
私	うきは幸輪保育園	170	浮羽町朝田 277-1	77-8877	7:00 ~ 19:00	○		
私	認定こども園 吉 井 幼 稚 園	95	吉井町 1085-1	75-3281	7:30 ~ 18:30			

※ 千年保育園では0歳児の入所は受け付けていません。

※ 吉井幼稚園では0歳児、1歳児の入所受付は行っていません。

